⑶　氏名を自筆で記入したときは、押印を省略することができる。法人又は団体の場合は、その商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記載することとし、代表者が氏名を自筆で記入したときは、押印を省略することができる。ただし、届出者が国の機関、地方公共団体、法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人の場合は、代表者の氏名の記載を要しない。

⑷　代理人による届出の場合は、届出者に関する必要事項を記載するほか、これに準じて当該代理人に関する必要事項を枠下に記載すること。この場合においては、委任状を添付すること。ただし、包括委任状の番号が通知されている場合は、当該番号を記載することとし、委任状の添付は要しない。

⑸　法人番号の欄は、法人又は団体の場合に限り、法人番号を記載すること。ただし、法人番号が不明の場合は、法人番号の欄への記載を要しない。

2　2の欄は、次によること。

⑴　①の欄は、第2条第1項に掲げる無線局の種別を記載し、複数の無線局を一括して届出を行う場合は、無線局の種別ごとの局数を併せて記載すること。

⑵　②の欄は、認定を受けていた無線設備等保守規程の認定の番号を記載すること。

⑶　③の欄は、認定を受けていた無線局の免許の番号を記載すること。

⑷　④の欄は、認定を受けていた無線局を設置する航空機の登録記号を記載すること。

⑸　⑤の欄は、無線設備等保守規程を廃止した年月日を記載すること。

⑹　⑥の欄は、その他必要な事項がある場合は、その内容について記載すること。

⑺　①から⑥までの欄は、それぞれの欄の内容を無線局ごとに対応させて記載すること。

3　届出書の用紙は、日本工業規格A列4番とし、該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この別表に定める規格の用紙に適宜記載すること。

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（国立研究開発法人情報通信研究機構の業務（特定業務を除く。）の運営及び人事管理に関する省令の一部改正）

第三条　国立研究開発法人情報通信研究機構の業務（特定業務を除く。）の運営及び人事管理に関する省令（平成十六年総務省令第六十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（業務方法書の記載事項） **第一条の三**　機構の行う業務（機構法第十四条第二項第一号に掲げる業務及び同項第四号に掲げる業務（特定通信・放送開発事業実施円滑化法（平成二年法律第三十五号。以下「通信・放送開発法」という。）第六条第一項第一号、第二号及び第四号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務に限る。）（以下「特定業務」という。）を除く。）に係る通則法第二十八条第二項の主務省令で定める業務方法書に記載すべき事項は、次のとおりとする。 ［一～十九　略］ 二十　電波法関係手数料令（昭和三十三年政令第三百七号）第二十一条に規定する手数料の納付方法 ［二十一　略］	（業務方法書の記載事項） **第一条の三**　［同上］ ［一～十九　同上］ 二十　電波法関係手数料令（昭和三十三年政令第三百七号）第二十条に規定する手数料の納付方法 ［二十一　同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この省令は、電波法及び電気通信事業法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第二十七号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成三十年八月一日）から施行する。